

10月1日以降のコミュニティバス運賃について

事務局において、消費税増税に関し、コミュニティバスの運賃について整理いたしましたので報告します。

1. 基本的な考え方について

国土交通省通達では、「消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。」とされています。

2. 改定上限運賃・料金の算出方法について

協議運賃の届出運賃・料金について、消費税引き上げ分の転嫁を行う場合、原則として、次のいずれかの方法により算出した運賃・料金について、協議会での合意・決定に基づき所要の手続きが必要になります。

- (1) 現行届出運賃・料金に $110/108$ を乗じる。
- (2) 消費税5%時の届出運賃・料金からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き届出運賃・料金に $110/100$ を乗じる。

ア. (1) で試算した場合

$$200円 \times 110/108 = 203.7円$$

10円未満の端数は四捨五入処理のため、200円 (小児運賃100円)

⇒現行運賃どおり

イ. (2) で試算した場合 (5%時も運賃は200円)

$$(200円 - 200円 \times 5/105) \times 110/100 \approx 209.5円$$

10円未満の端数は四捨五入処理のため、210円 (小児運賃110円)

⇒運賃10円引き上げ

◎上記ア、イにおいて算出した場合、イに該当する場合のみ、運賃 (減免を含む) が10円引き上げとなります。

3. 第24回本協議会における消費税率改定に伴う (5%⇒8%) 協議について

第24回協議会 (平成26年1月30日開催) において、消費税率改定に伴う運賃改正に係る協議を行い、「運賃を据え置くこと」、「改めて消費税率が改定される場合は、協議会において協議を行うこと」が決定しています。

4. 消費税改正に伴う運賃収入試算

※下記条件により試算

- ・年間の利用者数 250,000 人（平成30年度実績近似値）
- ・利用者割合 大人85%、大人減免7%、小児7%、小児減免1%
- ・利用者 大人 212,500 人、大人減免 17,500 人
小児 17,500 人、小児減免 2,500 人
- ・フリー券・回数券の利用や売り上げは考慮しない。

ア. 運賃改定をする場合（大人210円、大人減免110円、小児110円、小児減免60円）

- ・大人 212,500 人×210 円＋大人減免 17,500 人×110 円
＋小児 17,500 人×110 円＋小児減免 2,500 人×60 円＝48,625,000 円

イ. 運賃改定をしない場合（大人200円、大人減免100円、小児100円、小児減免50円）

- ・大人 212,500 人×200 円＋大人減免 17,500 人×100 円
＋小児 17,500 人×100 円＋小児減免 2,500 人×50 円＝46,125,000 円

ウ. 差額について(ア－イ)

- ・ア 48,625,000 円－イ 46,125,000 円＝2,500,000 円（増加分）

5. 奈良交通(株)乗合バスの対応について

消費税率引き上げ分を乗合バスに転嫁するため、運賃改定を国土交通大臣に申請。片道普通運賃（対キロ区間制運賃、均一制運賃）200円～5,250円の運賃を10円～100円値上げを予定。

◎運賃改定実施予定日

令和元年10月1日

◎木津川市に係る主要区間の運賃

区 間			区間運賃	
			現行	申請
木津駅	～	山田川駅	230円	240円
山田川駅	～	木津川台住宅	220円	230円
高の原駅	～	兜台五丁目	210円	220円
JR・近鉄奈良駅	～	州見台八丁目	330円	340円
加茂駅	～	井平尾	230円	240円
JR・近鉄奈良駅	～	南加茂台五丁目	500円	510円

◎定期券及びICカード乗車券CI-CAについて

- ・通勤及び通学定期券の発売額を現行どおりに据え置き
- ・普通CI-CA、ひまわりCI-CAの割引率を拡大（改定時から）
（普通CI-CA 現行12.5%から14.5%へ、ひまわりCI-CA 現行16.7%から18.0%に拡大）

6. 運賃改定の検討について

①平成22年3月19日にきのつバスの運賃改定（大人100円⇒200円）を実施した際には、運賃改定の翌年度は利用者が大幅に減少しています。

- ・平成21年度きのつバス利用者数 349,480人
- ・平成23年度きのつバス利用者数 272,845人（H21年度比76,635人減）
- ・平成30年度きのつバス利用者数 213,269人（H21年度比136,211人減）

②木津川市コミュニティバスは運行事業者と運行協定を締結しておりますが、消費税の支払いが不要な形態（赤字補填）のため、事業者における間接経費（燃料代等）を除き、消費税により協定額が増加することはありません。

③近隣のコミュニティバス運賃改定について

市町村名	コミバス名	運賃（大人）	運賃改定
精華町	くるりんバス	100円	改定予定なし
城陽市	さんさんバス	150円	検討中
京都府・和東町・ 笠置町・南山城村	相楽東部広域バス	100～ 300円	改定予定なし
生駒市	たけまる号	200円	改定予定なし

以上により、現在きのつバスの利用者は減少しており、運賃改定により利用者がさらに減少する恐れがあること、消費税率改定により協定金額が大幅に増加することがないことから、利用しやすく・わかりやすい運賃設定を維持し、確実な利用促進を進めていくこととし、現行の運賃を据置くこととしたいと考えています。

7. 備考

消費税率引上げ分の転嫁による新たな運賃・料金の実施時期は、原則として令和元年10月1日からですが、公営事業者の場合など10月1日から実施することができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではないとされています。

また、運賃を改定しない場合にも、協議会による協議が必要となります。